

漁業許可取扱方針

平成24年4月

熊本県農林水産部水産局水産振興課

漁業許可取扱方針

(目的)

第1 熊本県海域における漁業の許可に関する基本的取扱いを定め、漁業秩序の確立を期すため、漁業法（昭和24年法律第267号以下「法」という。）第66条第1項及び熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2以下「規則」という。）第9条、第14条、第15条、第23条、第24条、第25条、第26条の規定の運用については、この方針の定めるところによる。

(許可等の取扱基準)

第2 規則第7条に定める許可又は同規則第21条に定める起業の認可の取扱いについては、定数漁業の場合は、規則第26条の許可基準及び別表1により定め、その他の漁業については、別表1により定めるものとする。ただし、知事が水産資源保護培養及び漁業調整上支障があると認める場合は、この限りでない。

(許可等の特例の取扱い)

第3 定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業以外の漁業の許可等の特例については、規則第27条及び第28条の規程を準用するものとする。

(許可の制限)

第4 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期限内に本県海域内において、当該漁業に関する違反によりてい泊処分を受けた場合はその処分合計回数が3回以上の者は、規則第23条及び第24条に該当するものとして、当該漁業の次回の許可をしないものとする。

(許可の有効期限)

第5 規則第9条に基づく許可の有効期限は、別表2に定める。

ただし、知事が水産資源保護培養及び漁業調整上支障があると認める場合は、この限りでない。

(許可等の制限又は条件)

第6 規則第14条に基づく許可等の制限又は条件は、別表2に定める。

(漁業種類)

第7 規則第15条に基づく漁業種類は、別表2に定める。

(使用船舶のトン数制限、推進機関の馬力数制限)

第8 規則第15条に基づき、法第66条第1項及び規則第7条に定める許可漁業のうち必要な漁業については、船舶の総トン数の最高限度及び推進機関の最高馬力数（軸出力表

示による)を、法令で定めのあるもののほか、別表2に定める。

(操業期間、操業区域)

第9 規則第15条に基づき、法第66条第1項及び規則第7条に定める許可漁業の操業区域及び操業期間は、規則で定めのあるもののほか、別表2で定める。

(小型機船底びき網漁業許可の取扱い)

第10 漁業法第66条第3項で定められた小型機船底びき網漁業の知事が許可をすることができる船舶隻数の最高限度の取扱いについては、別表1で定めた定数のほか、別に定める方針によるものとする。

(特別採捕の取扱い)

第11 規則第48条の規定に基づく増養殖用種苗の供給のための水産動植物の採捕の許可については、別表1にかかわらず、別に定める方針によるものとする。

(いわし・あじ・さば及びこのしろまき網漁業許可に関する火船の届出)

第12 いわし・あじ・さば及びこのしろまき網漁業者は、当該漁業に火船を使用する場合は、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式1による火船届出書に漁船登録票の写しを添えて知事に届出なければならない。

附則

この取扱方針は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この取扱方針は、昭和61年5月6日から施行する。

附則

この取扱方針は、昭和61年8月12日から施行する。

附則

この取扱方針は、昭和62年3月20日から施行する。

附則

この取扱方針は、昭和62年8月27日から施行し、改正後の三角網漁業に係る規定は、昭和62年9月1日から適用する。

附則

この取扱方針は、昭和63年4月7日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成元年1月30日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成2年9月6日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成3年3月26日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成4年4月30日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成4年10月15日から施行し、改正後のえび流し網漁業及びげんしき網漁業に係る規定は、平成5年3月1日から適用する。

附則

この取扱方針は、平成5年4月5日から施行し、改正後の筒漁業に係る規定は、平成5年10月1日から適用する。

附則

この取扱方針は、平成6年3月31日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成8年11月11日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成8年12月19日から施行し、改正後の第12及びいわし・あじ・さば及びこのしろまき網漁業に係る規定は、平成9年2月1日から適用する。

附則

この取扱方針は、平成12年5月7日から施行し、改正後の吾智網漁業に係る規定は、許可期間が平成12年8月1日からのものについて適用する。

附則

この取扱方針は、平成12年12月25日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成14年4月1日から施行する。

ただし第8の規定については、本方針の施行日以前に漁船法により登録された漁船の推進機関については、なお従前の例による。

附則

この取扱方針は、平成14年7月3日から施行する。

(※「日本測地系→世界測地系」ほか2点の変更)

附則

この取扱方針は、平成16年6月24日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成18年9月14日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成19年3月30日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成21年10月16日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成23年10月28日から施行する。

附則

この取扱方針は、平成24年4月30日から施行する。

目 次

1	中型まき網漁業	6
2	小型機船底びき網漁業	8
3	小型まき網漁業	10
4	機船船びき網漁業	11
5	三角網漁業	11
6	吾智網漁業	11
7	流し網漁業、げんしき網漁業	12
8	流し網漁業	12
9	囲い刺し網漁業	13
10	しいらづけ漁業	13
11	敷き網漁業	14
12	潜水器漁業	14
13	たこつぼ漁業	15
14	すくい網漁業	15
15	からつりなわ漁業	15
16	柴漬け漁業	16
17	筒漁業	16
18	まち網漁業	16
19	固定式刺し網漁業	16
20	かご漁業	17
21	かつら網漁業	18
22	地びき網漁業	18
23	小型定置網漁業	18

	目	次	
1	中型まき網漁業	1 9
2	小型まき網漁業	2 1
3	小型機船底びき網漁業	2 3
4	機船船びき網漁業	3 2
5	三角網漁業	3 2
6	吾智網漁業	3 3
7	流し網漁業	3 4
8	げんしき網漁業	4 1
9	囲い刺し網漁業	4 2
10	敷き網漁業	4 2
11	すくい網漁業	4 5
12	潜水器漁業	4 6
13	しいらづけ漁業	4 7
14	たこつぼ漁業	4 8
15	柴漬け漁業	5 0
16	筒漁業	5 0
17	からつりなわ漁業	5 1
18	小型定置網漁業	5 1
19	まち網漁業	5 1
20	固定式刺し網漁業	5 2
21	かご漁業	6 2
22	かつら網漁業	6 8
23	地びき網漁業	6 8

別表 1

漁業名称	漁業種類	取扱基準
中型まき網漁業	いわし・あじ・さば 1 そうまき網漁業 いわし・あじ・さば 2 そうまき網漁業	<p>1 漁業の認可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 現に小型まき網漁業許可受有者が同漁業を廃業し、中型まき網漁業へ転換しようとする場合にあつては、法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた船舶の隻数の最高限度の範囲内であり、かつ、操業調整のついたもの。</p> <p>(2) 現に15トン未満の中型まき網漁業許可受有者が同漁業を廃業し、15トン以上の中型まき網漁業へ転換しようとする場合にあつては、法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた船舶の隻数の最高限度の範囲内であり、かつ、操業調整のついたもの。</p> <p>(3) 現に大中型まき網漁業許可受有者が同漁業を廃業し、中型まき網漁業へ転換しようとする場合にあつては、法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた船舶の隻数の最高限度の範囲内であり、かつ、操業調整のついたもの。</p> <p>(4) 法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた最高限度の範囲内であり、かつ、操業調整のついたもののうち、1 そうまき網漁業から2 そうまき網漁業へ転換しようとする場合は、1 そうまき網漁業の許可船舶のトン数の3分の2以上を2 そうまき網漁業許可船舶1隻のトン数とする。(2 そうまき網漁業許可船舶のトン数が5トン以上の場合に限る。)</p>

漁業名称	漁業種類	取扱基準
	いわし・あじ・さば 1 そうまき網漁業 いわし・あじ・さば 2 そうまき網漁業	2 2 そうまき網漁業から1 そうまき網漁業へ転換する場合は、2 そうまき網漁業の許可船舶の平均トン数の2分の3以内のトン数とする。(2 そうまき網漁業から1 そうまき漁業へ転換しようとする場合で、転換後の総トン数が15トンを超える場合は除く。) 3 許可等の定数 農林水産省の告示による枠付の範囲内とする。
中型まき網漁業	このしろ1 そうまき網漁業 このしろ2 そうまき網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) このしろ1 そうまき網漁業 1隻 (2) このしろ2 そうまき網漁業 12隻 (許可対象船舶隻数、6統)
	しいらづけしいら1 そうまき網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記 (1) 現に小型まき網漁業許可受有者が同漁業を廃業し、中型まき網漁業へ転換しようとする場合にあつては、定数の範囲内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) しいらづけしいら1 そうまき網漁業 21隻

漁業名称	漁業種類	取扱基準
小型機船底 びき網漁業	手繰第1種漁業 手繰網漁業 (天草海)	<p>1 漁業の許可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 天草市天草町、同市河浦町一町田、今富及び崎津並びに同市二浦町亀浦及び早浦に住所を有する天草漁業協同組合の正組合員である個人であって、法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた船舶の隻数の最高限度の範囲内において、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) 手繰網漁業(天草海) 23隻</p>
	手繰第1種漁業 手繰網漁業 (天草海以外の海域) 小手繰網漁業 どうしゅ手繰網漁業	<p>1 漁業の認可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた船舶の隻数の最高限度の範囲内において、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) 手繰網漁業(天草海以外の海域)及び小手繰網漁業 99隻</p> <p>(2) どうしゅ手繰網漁業 25隻</p>

漁業名称	漁業種類	取扱基準
小型機船底 びき網漁業	手繰第2種漁業 えびこぎ網漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 天草市五和町及び天草郡苓北町に住所を有する天草漁業協同組合の正組合員である個人であって、法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定めた船舶の隻数の最高限度の範囲内において、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) えびこぎ網漁業 80隻</p>
	手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、一本釣り、はえなわ漁業を営む者であって、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 一本釣り、はえなわ漁業の自家用餌料を採捕するもので、操業調整のついたもの。</p> <p>(2) 販売の目的をもって採捕しない者。</p>
	手繰第3種漁業 なまこけた網漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついた場合以外は許可しない。</p>
	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 知事が水産資源保護培養上、支障がないものと認める範囲内で操業調整のついたもの。</p>

漁業名称	漁業種類	取扱基準
	打瀬漁業 打瀬網漁業 えびけた打瀬網漁業 しお打瀬網漁業 いか打瀬網漁業 いかなご打瀬網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) 打瀬網漁業 66隻 (2) えびけた打瀬網漁業 61隻 (3) しお打瀬網漁業 天草海、天草有明海 260隻 (4) いか打瀬網漁業 2隻 (5) いかなご打瀬網漁業 48隻
小型まき網漁業	いわし・あじ・さば1そうまき網漁業 ぼら1そうまき網漁業 このしろ1そうまき網漁業 さより1そうまき網漁業 しいら1そうまき網漁業 いわし・あじ・さば2そうまき網漁業 ぼら2そうまき網漁業 このしろ2そうまき網漁業 しいば2そうまき網漁業 さより2そうまき網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記 (1) 現に中型まき網漁業許可受有者が同漁業を廃業し、小型まき網漁業へ転換しようとする場合にあっては、定数の範囲内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) いわし・あじ・さば1そうまき網漁業 1隻 (2) ぼら1そうまき網漁業 3隻 (3) このしろ1そうまき網漁業 1隻 (4) さより1そうまき網漁業 15隻 (5) しいら1そうまき網漁業 8隻

漁業名称	漁業種類	取扱基準
小型まき網漁業	いわし・あじ・さば1そうまき網漁業 ぼら1そうまき網漁業 このしろ1そうまき網漁業 さより1そうまき網漁業 しいら1そうまき網漁業 いわし・あじ・さば2そうまき網漁業 ぼら2そうまき網漁業 このしろ2そうまき網漁業 しいば2そうまき網漁業 さより2そうまき網漁業	(6) いわし・あじ・さば2そうまき網漁業 10隻 (許可統数：5統) (7) ぼら2そうまき網漁業 8隻 (許可統数：4統) (8) このしろ2そうまき網漁業 38隻 (許可統数：19統) (9) しいば2そうまき網漁業 2隻 (許可統数：1統) (10) さより2そうまき網漁業 2隻 (許可統数：1統)
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) いわし機船船びき網漁業 144隻 (許可統数：72統)
三角網漁業	三角網漁業 (船舶を使用して漁具を移動することにより漁獲する漁法)	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
吾智網漁業	吾智網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づき定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記

漁業名称	漁業種類	取扱基準								
吾智網漁業	吾智網漁業	<p>(1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) 吾智網漁業 290隻</p>								
流し網漁業 げんしき網漁業	えび流し網漁業 げんしき網漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) えび流し網及びげんしき網漁業</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 熊本有明海</td> <td style="text-align: right;">491隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 天草有明海</td> <td style="text-align: right;">158隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 不知火海</td> <td style="text-align: right;">823隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">エ 天草海</td> <td style="text-align: right;">30隻</td> </tr> </table>	ア 熊本有明海	491隻	イ 天草有明海	158隻	ウ 不知火海	823隻	エ 天草海	30隻
ア 熊本有明海	491隻									
イ 天草有明海	158隻									
ウ 不知火海	823隻									
エ 天草海	30隻									
流し網漁業	<p>大目流し網漁業 (さわら・まながた・たい・ひら・すずき・ちぬ等を対象とする流し網漁業)</p> <p>中目流し網漁業 (あじ・すずき・このしろ等を対象とする流し網漁業)</p> <p>小目流し網漁業 (きす・さより・し</p>	<p>1 漁業の許可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可又は起業の認可をしない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) 大目流し網漁業</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 熊本有明海</td> <td style="text-align: right;">222隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 天草有明海</td> <td style="text-align: right;">1隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 不知火海</td> <td style="text-align: right;">150隻</td> </tr> </table>	ア 熊本有明海	222隻	イ 天草有明海	1隻	ウ 不知火海	150隻		
ア 熊本有明海	222隻									
イ 天草有明海	1隻									
ウ 不知火海	150隻									

漁業名称	漁業種類	取扱基準
流し網漁業	いば等を対象とする流し網漁業)	(2) 中目流し網漁業 ア 熊本有明海 128隻 イ 天草有明海 50隻 ウ 不知火海 582隻 (3) 小目流し網漁業 ア 熊本有明海 148隻 イ 天草有明海 134隻 ウ 不知火海 153隻 エ 天草海 20隻
	かに流し網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可又は起業の認可をしない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) かに流し網漁業 ア 熊本有明海 43隻 イ 天草有明海 50隻 ウ 不知火海 165隻
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業 (ほら・ぶり・このしろ等を対象とする 囲い刺し網漁業)	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
しいらづけ漁業	しいらづけ漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。

漁業名称	漁業種類	取扱基準
敷き網漁業	敷き網漁業 (棒受網漁業以外の敷き網漁業)	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
	棒受網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) 棒受網漁業 60隻
潜水器漁業	潜水器漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 (1) 熊本有明海 左欄に掲げる漁業については、次の各号のすべてに該当する場合以外は許可又は起業の認可をしない。 ア 申請者が県内の沿海漁業協同組合の組合員であり、かつ、申請時において過去1年以上継続して県内に住所を有する者であること。 イ 潜水士が申請時において過去1年以上継続して県内に住所を有しており、その後も引き続き県内に居住する意志を有し、かつ、次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 県内沿海漁業協同組合の組合員であること。 (イ) (ア)の1親等内の親族であること。 (ウ) (ア)又は(イ)の配偶者であること。 (エ) 潜水士が潜水士免許を有すること。 (オ) 潜水士が2名以内であること。 (カ) 操業調整がついていること。

漁業名称	漁業種類	取扱基準
潜水器漁業	潜水器漁業	<p>(2) 天草有明海、天草海及び不知火海</p> <p>左欄に掲げる漁業については、申請者又は従事者(県内に住所を有するものに限る。)が潜水士免許を有する場合及び操業調整のついでの場合以外は許可又は起業の認可をしない。</p>
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可又は起業の認可をしない。ただし、共同漁業権漁場内を操業区域とするものであって、操業調整のついでの場合はこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついでのもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) たこつぼ漁業</p> <p>ア 共同漁業権漁場以外の天草海 70隻</p> <p>イ 共同漁業権漁場以外の天草有明海 166隻</p> <p>ウ 共同漁業権漁場以外の不知火海 276隻</p>
すくい網漁業	いかすくい網漁業 すくい網漁業 (いかすくい網漁業以外のすくい網漁業)	<p>1 漁業の許可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、操業調整のついでのもの以外は認めない。</p>
からつりなわ漁業	からつりなわ漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可</p> <p>左欄に掲げる漁業については、許可を受けた者が、その許可の有効期限内に許可申請をした場合以外は認めない。</p>

漁業名称	漁業種類	取扱基準								
柴漬け漁業	柴漬け漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。</p>								
筒漁業	筒漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。</p>								
まち網漁業	あんこう網漁業 踏揚網漁業 江張網漁業 ちょうちん網漁業 (ちょうちんたぶ)	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。</p>								
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業 かに網漁業	<p>1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づき定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。ただし、共同漁業権漁場内を操業区域とするものであって、操業調整のついた場合はこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。</p> <p>2 許可等の定数</p> <p>(1) くちぞこ刺し網漁業（共同漁業権漁場以外の海域）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 天草有明海</td> <td style="text-align: right;">84隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 不知火海</td> <td style="text-align: right;">391隻</td> </tr> </table> <p>(2) かに網漁業（共同漁業権漁場以外の海域）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 天草有明海</td> <td style="text-align: right;">79隻</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 不知火海</td> <td style="text-align: right;">391隻</td> </tr> </table>	ア 天草有明海	84隻	イ 不知火海	391隻	ア 天草有明海	79隻	イ 不知火海	391隻
ア 天草有明海	84隻									
イ 不知火海	391隻									
ア 天草有明海	79隻									
イ 不知火海	391隻									

漁業名称	漁業種類	取扱基準
固定式刺し網漁業	きびなご刺し網漁業 磯建網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
	建網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可又は起業の認可をしない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) 熊本有明海 50隻 (2) 天草有明海 53隻 (3) 天草海 186隻
かご漁業	いかかご漁業 かにかご漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業の許可については、規則第25条の規定に基づく定数漁業とし、法令で定めのあるもののほか、下記事項に該当する場合以外は許可しない。ただし、共同漁業権漁場内を操業区域とするものであって、操業調整のついた場合はこの限りでない。 記 (1) 規則第25条の規定により、2で定める定数内で操業調整のついたもの。 2 許可等の定数 (1) いかかご漁業（共同漁業権漁場以外の不知火海） 54隻 (2) いかかご漁業（共同漁業権漁場以外の天草有明海） 101隻 (3) かにかご漁業（共同漁業権漁場以外の不知火海） 34隻

漁業名称	漁業種類	取扱基準
かご漁業	ぼらかご漁業 ばいかご漁業 ふぐかご漁業 たこかご漁業 その他のかご漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
かつら網漁業	かつら網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
地びき網漁業	地びき網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。
小型定置網漁業	小型定置網漁業	1 漁業の許可又は起業の認可 左欄に掲げる漁業については、操業調整のついたもの以外は認めない。

別表 2

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
中型まき網漁業	いわし・あじ・さば1そうまき網漁業	天草有明海、天草海及び不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない 3 下島東海以外の海域においては、日出時から日没時まで操業してはならない。 ただし、天草市御所浦町嵐口崎と葦北郡芦北町只埼とを結んだ線以南の不知火海においては1月1日から3月31日までとする。 4 火船（裏面記載）は、火船届出書に記載された船舶でなければならない。 	天草有明海 10トン未満 不知火海 15トン未満	3年
	いわし・あじ・さば2そうまき網漁業					
	このしろ1そうまき網漁業 このしろ2そうまき網漁業	1 天草有明海、天草海及び上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町只埼とを結んだ線以北の不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 火船（裏面記載）は、火船届出書に記載された船舶でなければならない。 	天草有明海 10トン未満 不知火海 15トン未満	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
中型まき網漁業		2 上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町只崎とを結んだ線以南の不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受け漁業の操業を妨げてはならない。 2 火船（裏面記載）は、火船届出書に記載された船舶でなければならない。		
	しいらづけしいら1そうまき網漁業	天草海（1） 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線及び天草市久玉町戸島三角点から同市牛深町中の瀬頂点を見通した線上オから西方に延長した線以北の天草海。 ア 戸島三角点 イ 中の瀬頂点 ウ イからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ エ オからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ オ アからイを見通した線上天草市牛深町大島から55,650メートル（30海里）のところ	6月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 許可受有者本人の敷設したしいらづけ以外では操業してはならない。 4 陸岸より設置する8個のつけについては、それぞれの間隔を1,800メートル以上にしなければならない。 5 設置するつけの数は、85台を超えてはならない。 6 日没時から日出時までは操業してはならない。 なお、しいらづけの敷設は、この限りでない。	天草海 20トン未満	3年
		天草海（2） 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線及び天草市久玉町戸島三角点	6月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
中型まき網漁業	しいらづけしいら1そうまき網漁業	から同市牛深町中の瀬頂点を見通した線上オから西方に延長した線以南の天草海。 ア 戸島三角点 イ 中の瀬頂点 ウ イからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ エ オからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ オ アからイを見通した線上天草市牛深町大島から55,560メートル(30海里)のところ	6月1日から10月31日までの期間内	漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 許可受有者本人の敷設したしいらづけ以外では操業してはならない。 4 陸岸より設置する8個のつけについては、それぞれの間隔を1,800メートル以上にしなければならない。 5 設置するつけの数は、85台を超えてはならない。 6 日没時から日出時までには操業してはならない。 なお、しいらづけの敷設は、この限りでない。	天草海 20トン未満	3年
小型まき網漁業	いわし・あじ・さば1そうまき網漁業 いわし・あじ・さば2そうまき網漁業	天草有明海、天草海及び不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 下島東海以外の海域においては、日出時から日没まで操業してはならない。 ただし、天草市御所浦町嵐口崎と葦北郡芦北町只埼とを結んだ線以南の不知火海においては1月1日から3月31日までとする。	5トン未満	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型まき網漁業				4 火船（裏面記載）は、火船届出書に記載された船舶でなければならない。		
	ぼら1 そうまき網漁業	熊本有明海	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。	5トン未満	3年
	ぼら2 そうまき網漁業			2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。		
	このしろ1 そうまき網漁業	熊本有明海	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。	5トン未満	3年
	このしろ2 そうまき網漁業	天草有明海、天草海及び上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町只埼とを結んだ線以北の不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		
				2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。		
	上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町只埼とを結んだ線以南の不知火海と共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。	2 火船（裏面記載）は、火船届出書に記載された船舶でなければならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型まき網漁業	さより1そうまき網漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海	11月1日から翌年5月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 日没時から日出時までは操業してはならない。	5トン未満	3年
	さより2そうまき網漁業					
	しいば2そうまき網漁業	熊本有明海	4月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。	5トン未満	3年
	しいら1そうまき網漁業	不知火海 葦北郡芦北町柴島頂点から鹿児島県桂島頂点を見通した線以西、天草市御所浦町嵐口埼から葦北郡津奈木町沖ノ島頂点を見通した線以南の不知火海。ただし共同漁業権場内を除く。	8月1日から11月30日までの期間内	1 網具の全長は115メートル、網丈は25メートルを超えてはならない。 2 日出2時間後から日没2時間前まで以外は、操業してはならない。	5トン未満	3年
小型機船底びき網漁業	手繰第1種漁業 手繰網漁業 (天草海)	天草海 次の各点を順次に結んだ直線と天草市河浦町権現山山頂から同町オチウド山(谷の中央)を見通した線の延長線と海岸線によって囲まれた海域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 天草郡苓北町都呂々と天草市天草町下田との海岸線における境界点	10月1日から翌年5月31日までの期間内	1 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、知事の指示に従わなければならない。 ア 長崎県長崎市権島灯台から真方位215度の線と天草郡苓北町都呂々と天	8トン未満 260kWかつ排気量6.5L(無過給機関の場合160kWかつ排気量14.0L)以下 ただし、平成16年6月24日以前に排気量6.5L(無過給機	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	手繰第1種漁業 手繰網漁業 (天草海)	<p>イ アの点から真方位312度、1,800メートルの点</p> <p>ウ イの点から真方位270度の線と長崎県西海市大立島灯台から真方位180度の線との交点</p> <p>エ 大立島灯台から真方位180度の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市樺島南端を結んだ線との交点</p> <p>オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と長崎県西海市平島西端から真方位180度の線との交点</p> <p>カ 平島西端から真方位180度の線と権現山山頂から同町のオチウド山(谷の中央)を見通した線の延長線との交点</p>	10月1日から翌年5月31日までの期間内	<p>草市天草町下田との海岸線における境界点から真方位312度、1,800メートルの点を基点とし、同点から正西の線との交点</p> <p>イ アの点から正西の線と樺島灯台から真方位236度の線との交点</p> <p>ウ 樺島灯台から真方位236度27海里の点</p> <p>エ ウの点と樺島灯台から真方位215度27海里の点とを結んだ線と天草市河浦町権現山山頂から同町オチウド山(谷の中央)を見通した線との交点</p> <p>オ 樺島灯台から真方位215度の線と権現山山頂からオチウド山(谷の中央)を見通した線との交点</p> <p>2 操業時間は、日出時1時間前から日没時1時間後まででなければならない。</p> <p>3 毎日の漁獲実績を翌月10日までに報告しなければならない。</p>	<p>関の場合14.0L)以上の機関を搭載する船舶をもって許可を受けたものについては、その機関の使用を廃止するまでの間、排気量最高限度の制限は適用しない。</p> <p>(改正漁船法(平成14年4月1日施行)の適用を受けない漁船にあつては60馬力以下)</p>	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	手繰第1種漁業 手繰網漁業 (天草以外の海域)	不知火海 次のア、イ、ウの点を順次に結んだ線、エ、オの点を結んだ線及びカ、キの点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア イから八代市加賀島頂点を見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所 イ 上天草市松島町下大戸ノ鼻 ウ 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻 エ 上天草市大矢野町維和島東端 オ 宇城市三角町戸馳島南端 カ 戸馳島東端 キ カから正北を見通した線が最大高潮時海岸と交わる場所	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。	3トン未満 56kW（無過給機関の場合52kW）以下 (改正漁船法(平成14年4月1日施行)の適用を受けない漁船にあっては20馬力以下)	3年
		不知火海 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び柴島西端を中心地として半径600メートルの円周によって囲まれた海域。 ア 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との海岸線における境界「さいづつの鼻」突端 イ アから296度30分、3,500メートルの点 ウ 柴島北西端 エ 白神瀬北端 オ 芦北町大字海浦と大字鶴木山との海岸線における境界「井出鼻」突端	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 ひき網に張竹（木・金属等を含む）及びチェーン、ワイヤー、石等を使用してはならない。 3 片側のひき網の全長は、400メートルを超えてはならない。 4 右舷又は左舷いずれかの舷から揚網しなければならない。 5 錨網の長さは、200メートルを超えてはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	手繰第1種漁業 小手繰網漁業	不知火海 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ア 天草市御所浦町横浦島北端 イ 上天草市龍ヶ岳町大道唐網代鼻 ウ 上天草市龍ヶ岳町大道松ヶ鼻 エ 天草市御所浦町嵐口崎北端 オ エから横浦島頂点を見通した線が横浦島の最大高潮時海岸線と交わる場所	5月1日から11月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。	3トン未満 56kW（無過給機関の場合52kW）以下（改正漁船法（平成14年4月1日施行）の適用を受けない漁船にあつては20馬力以下）	3年
	手繰第1種漁業 どうしゅ手繰網漁業	天草有明海 次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点からエの点を見通した線及びその延長線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域。 ア 天草市有明町大浦恵比須鼻 イ 上天草市大矢野町湯島東端 ウ 上天草市大矢野町湯島灯台 エ 天草市五和町亀島北端	8月1日から翌年3月14日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。	5トン未満 56kW（無過給機関の場合52kW）以下（改正漁船法（平成14年4月1日施行）の適用を受けない漁船にあつては20馬力以下）	3年
		天草有明海（10隻以内） 次のア、イ、ウ、エ、オ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 天草市五和町天神山山頂とオを見通した線と長崎県南島原市口之津灯台と天草市有明町上津浦港北防波堤灯台を結んだ線との交点 イ オの点から天神山頂上を見通した線上オの点から2,300メートルのところ	10月1日から翌年3月14日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	手操第1種漁業 どうしゅ手操網漁業	ウ 上天草市大矢野町湯島灯台から天草市五和町亀島北端を見通した線上、湯島灯台から2,600メートルのところ エ 湯島灯台と亀島北端を見通した線と口之津灯台と上津浦港北防波堤灯台を結んだ線との交点 オ 湯島灯台から正北へ500メートルのところ	10月1日から翌年3月14日までの期間内			3年
	手操第2種漁業 自家用餌料びき網漁業	(えびを主たる漁獲物とするもの) 天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用するビームの長さは、3メートル以下でなければならない。 3 同時に使用する漁具は、1統でなければならない。 4 漁獲物を販売してはならない。	10トン未満	3年
			4月1日から11月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用するビームの長さは、8メートル以下でなければならない。 3 同時に使用する漁具は、1統でなければならない。 4 日出前(又は日没後)2時間(〇〇時から〇〇時まで)以外は、操業してはな	3トン未満 56kW(無過給機関の場合52kW)以下 (改正漁船法(平成14年4月1日施行)の適用を受けない漁船にあっては20馬力以下)	1年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業			らない。 5 漁獲物を販売してはならない。		
		(いかを主たる漁獲物とするもの) 天草海の天共第6号及び天共第7号共同漁業権漁場内	12月1日から翌年5月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用するビームの長さは、8メートル以下でなければならない。 3 同時に使用する漁具は、1統でなければならない。 4 日没時から日出時まで操業してはならない。 5 網具の全長は、18.5メートル以下でなければならない。 6 漁獲物を販売してはならない。	10トン未満	1年
	手繰第2種漁業 えびこぎ網漁業	天草海 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 長崎県長崎市樺島灯台と長崎県南島原市瀬詰崎（早崎鼻）を結んだ線と天草郡苓北町四季咲岬灯台と天草市天草町十三野山山頂を結んだ線の延長線との交点 イ 四季咲岬灯台と樺島灯台を見通した線から四季咲岬灯台を基点として右へ337	5月1日から10月6日までの期間内	1 操業時間は、午後7時から翌日午前5時まででなければならない。 2 ビーム長さは、全長12メートル以内でなければならない。 3 船体の両舷側（ただし、船名を記載する船首および船尾の部分を除く。）幅30センチメートル以上を青色塗	5トン未満 56kW（無過給機関の場合52kW）以下（改正漁船法（平成14年4月1日施行）の適用を受けない漁船にあっては20馬力以下）	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 えびこぎ網漁業	<p>度3,400メートルのところ</p> <p>ウ 北緯32° 30' 52.2" 東経129° 58' 18.9" の点</p> <p>エ 北緯32° 30' 52.2" 東経129° 55' 1.9" の点</p> <p>オ 北緯32° 27' 5.2" 東経129° 55' 1.9" の点</p> <p>カ キとケを結んだ線と北緯32° 27' 5.2" 線との交点</p> <p>キ、樺島灯台と天草市天草町下津深江灯台とを結んだ線上両陸岸からの中間点</p> <p>ク、長崎県長崎市二ノ岳山頂と四季咲岬灯台とを結んだ線と樺島灯台と瀬詰崎（早崎鼻）とを結んだ線との交点</p> <p>ケ、樺島灯台から真方位173.8度の線上同灯台から10海里の点</p>	5月1日から10月6日までの期間内	料で塗装しなければならない。	5トン未満 56kW（無過給機関の場合52kW）以下(改正漁船法(平成14年4月1日施行)の適用を受けない漁船にあっては20馬力以下)	3年
	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。</p>	5トン未満	1年
	手繰第3種漁業 なまこけた網漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権場内	10月1日から翌年3月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。	5トン未満	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 打瀬網漁業	不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。		3年
	打瀬漁業 えびけた打瀬網漁業	不知火海	11月1日から翌年3月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。		3年
	打瀬漁業 しお打瀬網漁業	天草海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		3年
		天草海(おこぜを主たる漁獲物とするもの) 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 天草市五和町引坂北端から同町通詞島南端を見通した線と天草郡苓北町柱岳山頂から同町上津深江野々木河内を見通した線との交点 イ 苓北町上津深江野々木河内からアを見通した線と上天草市大矢野町野釜島山頂から長崎県南島原市瀬詰崎(早崎鼻)を見通した線との交点	2月1日から5月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没時から日出時まで操業してはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 しお打瀬網漁業	ウ 瀬詰崎（早崎鼻）からイを見通した線と天草郡苓北町円通寺山から同町巴崎東端を見通した線との交点 エ ウから巴崎東端を見通した線と天草市五和町通詞島南端からアを見通した線との交点				3年
		天草有明海の共同漁業権漁場内	2月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		
		天草有明海、ただし、天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町湯島東端を見通した線以西の海域。	2月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。		
	打瀬漁業 いかなご 打瀬網漁業	1 天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内 2 天草有明海 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 上天草市大矢野町湯島南端 イ 天草市五和町亀島北端 ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ エ 上天草市松島町高杓島山頂から天草市有明町黒島山頂を見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ	2月1日から11月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 浮子網の全長は、90メートルを超えてはならない。 3 沈子網の全長は、浮子網の全長を超えてはならない。 4 片側のひき網の全長は、60メートルを超えてはならない。 5 袋部の網口の丈は、20メートル以上でなければならない。	5トン未満	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 いかなご 打瀬網漁業	オ 高杣島山頂から黒島山頂を見通した線と天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町大矢野岳山頂を見通した線との交点 カ 湯島東端から高杣島山頂を見通した線と恵比須鼻から大矢野岳を見通した線との交点	2月1日から11月30日までの期間内	6 日没時から日出時まで操業してはならない。	5トン未満	3年
	打瀬漁業 いか打瀬網漁業	天草有明海、ただし天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町湯島東端を見通した線以西の海域	3月7日から6月15日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。	5トン未満	3年
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。	5トン未満	3年
三角網漁業	三角網漁業	熊本有明海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 押し網漁法の場合は、日没時から日出時まで操業してはならない。		3年
		天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海 葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、左欄の期間中右欄の区域を除く。	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 「かえし網」をつけてはならない。 4 「天井網」をつけてはならない。 5 袋部及び身網部に「すじなわ」（袋網から袋じりにかけてつけられたロープ）をつけてはならない。 6 沈子方にチェーン又はワイヤーロープ等、若しくは、これらを利用したコンパウンドロープ、又は、沈子及び沈子網が一体となったグランドロープ（巻きグランドロープも含む）を使用してはならない。 7 浮子網の長さは70メートル以下で、かつ、浮子網から魚捕部末端までの長さは、浮子網の長さの10分の7以内でなければならない。 8 推進機関を使用して、えい網してはならない。 	5トン未満	3年
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 70%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月1日から7月31日まで</td> <td>次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端</td> </tr> </tbody> </table>				
期 間	区 域					
5月1日から7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端					

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	えび流し網漁業	熊本有明海	1月1日から12月31日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 漁船に積載し、または使用する網具は1統でなければならない。 3 網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 4 網丈は、2.3メートルを超えてはならない。 	5トン未満	3年
		天草有明海、天草海及び不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網丈は、2.3メートルを超えてはならない。 	5トン未満	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	大目流し網漁業 (さわら・まながた・たい・ひら・すずき・ちぬ等を対象とする流し網漁業)	熊本有明海	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、9センチメートル以上でなければならない。 4 網地は、一重でなければならない。 5 網丈は、10メートルを超えてはならない。 	5トン未満	3年
		天草有明海	5月1日から10月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、9センチメートル以上でなければならない。 4 網丈は、10メートルを超えてはならない。 5 網地は、一重でなければならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	大目流し網漁業 (さわら・まながた・たい・ひら・すずき・ちぬ等を対象とする流し網漁業)	不知火海 1 次のア、イ、ウ、の各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 上天草市松島町下大戸ノ鼻 イ 八代市大築島西端 ウ 八代市日奈久馬越町鳩山	12月1日から翌年3月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、9センチメートル以上でなければならない。 4 網丈は、10メートルを超えてはならない。 5 網地は、一重でなければならない。	5トン未満	3年
		2 葦北郡津奈木町大門崎から天草市御所浦町嵐口崎を見通した線(延長線を含む)以南の不知火海	4月1日から11月30日までの期間内 ただし、6月1日から7月31日までを除く			
		3 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結ぶ線以南の不知火海 ア 葦北郡津奈木町大門崎 イ アの点と天草市御所浦町桃木鼻を結ぶ線と鹿児島県桂島と上天草市龍ヶ岳町琵琶ノ首から葦北郡芦北町只崎を見通し琵琶ノ首から1,200メートルの点を結ぶ線(A線)との交点 ウ アの点と天草市御所浦町嵐口崎を結ぶ線A線との交点 エ 嵐口崎	6月1日から7月31日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	中目流し網漁業 (あじ・すずき・このしろ等を対象とする流し網漁業)	熊本有明海、天草有明海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、5センチメートル以上、9センチメートル未満でなければならない。 4 網丈は、7メートルを超えてはならない。 	5トン未満	3年
		不知火海上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし左欄の期間中右欄の区域及び共同漁業権漁場内を除く。	2月1日から11月30日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、5センチメートル以上、9センチメートル未満でなければならない。 4 網丈は、7メートルを超えてはならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域		操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	中目流し網漁業 (あじ・すずき・このしろ等を対象とする流し網漁業)	期間	区域	2月1日から11月30日までの期間内		5トン未満	3年
		5月1日から7月31日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端(タク鼻) イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶ノ首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠(標高442メートル)から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町塔ノ崎 カ 上天草市龍ヶ岳町高戸和田崎 キ 上天草市龍ヶ岳町樋島山下鼻				

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	小目流し網漁業 (きす・さより・しいば等を対象とする流し網漁業)	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、5センチメートル未満でなければならない。 4 網地は、一重でなければならない。 5 網丈は、3.2メートルを超えてはならない。 	5トン未満	3年
		天草有明海及び不知火海	3月1日から10月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 4 網目の大きさは、5センチメートル未満でなければならない。 5 網地は、一重でなければならない。 6 網丈は、3.2メートルを超えてはならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
流し網漁業	かに流し網漁業	熊本有明海	5月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、13センチメートル以上でなければならない。 4 網地は、一重でなければならない。 5 網丈は、1メートルを超えてはならない。 6 日没時から日出時まで操業してはならない。	5トン未満	3年
		天草有明海、不知火海の共同漁業権漁場内	5月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、13センチメートル以上でなければならない。 4 網地は、一重でなければならない。 5 網丈は、1メートルを超えてはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海	1月1日から12月31日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 漁船に積載し、または使用する網具は1統でなければならない。 3 網具の全長は450メートルを超えてはならない。 4 網丈は、2メートルを超えてはならない。 5 網地は、一重でなければならない。 	5トン未満	3年
		天草有明海、天草海及び不知火海	1月1日から12月31日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。 3 網丈は、2メートルを超えてはならない。 4 網地は、一重でなければならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業 (ぼら・ぶり・このしろ等を対象とする囲い刺し網漁業)	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、350メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、5センチメートル以上でなければならない。 4 網丈は、15メートルを超えてはならない。 		3年
敷き網漁業	棒受網漁業	天草海の共同漁業権漁場内	3月1日から11月30日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 張出棒の1本の長さは、20メートルを超えてはならない。 3 日出時から日没時までは、操業してはならない。 	15トン未満	3年
		<p>天草海 次の、ア、イ、ウ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線から500メートルの海域を除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台 イ アから正西へ2,000メートルのところ ウ キから正西に延長した線とあじ曾根</p>	6月1日から9月30日までの期間内	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 張出棒の1本の長さは、20メートルを超えてはならない。 4 日出時から日没時までは、操業してはならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
敷き網漁業	棒受網漁業	<p>の中心点（北緯32° 19' 12.2" 東経129° 29' 52.0"）から西南に延長した線との交点</p> <p>エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点</p> <p>オ カから正南に延長した線と北緯32° 00' 12.4" 線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点</p> <p>カ 天草市牛深町法ヶ島南東端</p> <p>キ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界点</p>	6月1日から9月30日までの期間内		15トン未満	3年
		<p>天草海</p> <p>次のキ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台</p> <p>イ アから正西へ2,000メートルのところ</p> <p>ウ キから正西に延長した線とあじ曾根の中心点（北緯32° 19' 12.2" 東経129° 29' 52.0"）から正南に延長した線との交点</p> <p>エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点</p>	6月1日から11月30日までの期間内	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 張出棒の1本の長さは、20メートルを超えてはならない。</p> <p>3 日出時から日没時までには操業してはならない。</p>		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
敷き網漁業	棒受網漁業	オ カから正南に延長した線と北緯32°00' 12.4" 線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 カ 天草市牛深町法ヶ島南東端 キ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界点	6月1日から11月30日までの期間内		15トン未満	3年
		天草海 次のク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、クの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ク 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）ガン瀬頂点から正南に9,260メートルの点から正東に延長した線と、牛深町法ヶ島南東端から正南に延長した線との交点 ケ クから正西に延長した線と、東経129° 48' 31" 線との交点 コ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界線から正西に延長した線と東経129° 48' 31" 線との交点 サ コから正西に延長した線と、天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）	12月1日から12月31日までの期間内	1 張出棒の1本の長さは、20メートルを超えてはならない。 2 日出時から日没時までは、操業してはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
敷き網漁業	棒受網漁業	権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点 シ 長崎県西海市平島西端から正南に延長した線と、河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点 ス シから正南に延長した線と北緯32°00' 12.4"線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 セ クから正南に延長した線と北緯32°00' 12.4"線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点	12月1日から12月31日までの期間内		15トン未満	3年
	敷き網漁業 棒受網漁業以外の敷き網漁業	天草海の共同漁業権漁場内	4月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用網具は、一辺が50メートルを超えてはならない。 3 使用漁具は、1統でなければならない。		3年
すくい網漁業	いかすくい網漁業	天草海の共同漁業権漁場内	12月1日から翌年4月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 許可船舶以外で集魚灯を使用してはならない。 3 使用網具の網口周囲の全長は、8メートルを超えてはならない。	5トン未満	1年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
	すくい網漁業 (いかすくい網漁業以外のすくい網漁業)	天草海及び天草有明海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 許可船舶以外で集魚灯を使用してはならない。	5トン未満	1年
潜水器漁業	潜水器漁業	熊本有明海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没時から日出時まで操業してはならない。 3 操業従事者は、許可証の裏面記載の者でなければならない。 4 裏面記載の潜水士以外の者が潜水作業に従事してはならない。 5 同時に潜水作業に従事する者は、1名でなければならない。		3年
		天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没時から日出時まで操業してはならない。		
		天草有明海 次のア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 上天草市大矢野町湯島東端 イ 上天草市松島町高杓島西端 ウ 天草市有明町黒島東端	4月1日から11月30日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
しいらづけ漁業	しいらづけ漁業	天草海（１） 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線及び天草市久玉町戸島三角点から同市牛深町中の瀬頂点を見通した線上オから西方に延長した線以北の天草海。 ア 戸島三角点 イ 中の瀬頂点 ウ イからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ エ オからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ オ アからイを見通した線上天草市牛深町大島から55,560メートル（30海里）のところ	6月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 陸岸より設置する8個のつけについては、それぞれの間隔を1,800メートル以上にしなければならない。 4 設置するつけの数は、85台を超えてはならない。		3年
		天草海（２） 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線及び天草市久玉町戸島三角点から同市牛深町中の瀬頂点を見通した線上オから西方に延長した線以南の天草海。 ア 戸島三角点 イ 中の瀬頂点 ウ イからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ エ オからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に800メートルのところ オ アからイを見通した線上天草市牛深町大島から55,560メートル（30海里）のところ	6月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 陸岸より設置する8個のつけについては、それぞれの間隔を1,800メートル以上にしなければならない。 4 設置するつけの数は、85台を超えてはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用するつぼの数は、1,500個を超えてはならない。 3 有共第21号共同漁業権漁場内においては、浮標をつけてはならない。		3年
		天草有明海及び不知火海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。	1月1日から12月31日までの期間内	1 使用するつぼの数は、1,500個を超えてはならない。		
		天草海 次のア、イを結んだ線とウ線以北の天草海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界点 イ アから312度、1,800メートルの点 ウ イから正西に引いた線	1月1日から12月31日までの期間内	1 使用するつぼの数は、1,500個を超えてはならない。		
		天草海 天草市牛深町と同市久玉町との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と、天草市牛深町と同市魚貫町との海岸線における境界から285度の線との間の天草海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	9月1日から翌年5月31日までの期間内	1 使用するつぼの数は、3,000個を超えてはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	<p>天草海 天草市牛深町と同市久玉町との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と、次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線及びカ線以東の天草海。 ただし、次のア、イ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの点を順次に結んだ線以東の共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界点 イ アから312度、1,800メートルの点 ウ イから270度の線と長崎県西海市大立島灯台から180度の線との交点 エ 大立島灯台から180度の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市樺島南端を結んだ線との交点 オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と長崎県西海市平島西端から180度の線との交点 カ オから180度の線 キ 天草市天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線上、恐ろし瀬頂点から1,800メートルのところ ク 天草市天草町下田と同町高浜との境界太平岩から最大高潮時オガミ瀬南西端を見通した線上1,800メートルのところ ケ 天草市天草町大江と高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬(魚見瀬)頂点を見通した線上1,800メートルのところ</p>	6月1日から8月31日までの期間内	<p>1 免許を受けた者の操業を妨げてはならない。 2 使用するつぼの数は、3,000個を超えてはならない。</p>		3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	<p>コ 天草市天草町大江毛足山山頂から同町小ヶ瀬頂点を見通した線上小ヶ瀬頂点から200メートルのところ</p> <p>サ 天草市魚貫町と同市天草町との海岸線における境界と小ヶ瀬頂点を見通した線から魚貫町と天草町との境界を基点として右へ314度28分1,080メートルのところ</p> <p>シ 魚貫町と天草町との海岸線における境界</p>	6月1日から8月31日までの期間内			3年
柴漬け漁業	うなぎ柴漬け漁業	熊本有明海、天草有明海及び不知火海の共同漁業権漁場内	4月1日から9月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		3年
	いか柴漬け漁業	熊本有明海、天草有明海及び不知火海の共同漁業権漁場内				
筒漁業	筒漁業	熊本有明海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用する筒の数は、300個を超えてはならない。		3年
		天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	4月1日から9月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
からつりなわ漁業	からつりなわ漁業	上天草市松島町下大戸ノ鼻から八代市大築島北端を見通した線以北の不知火海	6月1日から8月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 同時に使用する漁具の全長は、900メートルを超えてはならない。		3年
小型定置網漁業	ます網（つぼ網）漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		3年
まち網漁業	あんこう網漁業	熊本有明海	1月1日から9月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		3年
	踏揚網漁業	熊本有明海、天草有明海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内			
	江張網漁業	熊本有明海、天草有明海及び不知火海の共同漁業権漁場内	12月1日から翌年2月28日までの期間内			
	ちょうちん網漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	熊本有明海	10月1日から翌年7月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。 4 網丈は、3.6メートルを超えてはならない。		3年
			1月1日から12月31日までの期間内			
		天草有明海の共同漁業権漁場内	2月1日から7月31日までの期間内及び10月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。 4 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。		
		不知火海の共同漁業権漁場内	3月15日から8月31日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	2月1日から7月31日までの期間内及び10月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。 4 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。 5 午前8時から午後3時まで操業してはならない。 		3年
		不知火海 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	3月15日から8月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。 3 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。 4 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	かに網漁業	熊本有明海	5月1日から11月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,200メートルを超えてはならない。 3 網地は、一重でなければならない。 4 網目の大きさは、12センチメートル以上でなければならない。 5 網丈は、3.5メートルを超えてはならない。 6 日没時から日出時まで操業してはならない。		3年
		天草有明海の共同漁業権漁場内	5月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,200メートルを超えてはならない。 3 網地は、一重でなければならない。 4 網目の大きさは、12センチメートル以上でなければならない。 5 網丈は、3メートルを超えてはならない。 6 日出時から日没時まで操業してはならない。		
		天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く				

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海の共同漁業権漁場内	6月1日から11月30日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,200メートルを超えてはならない。 3 網地は、一重でなければならない。 4 網目の大きさは、12センチメートル以上でなければならない。 5 網丈は、3メートルを超えてはならない。 6 午前8時から午後4時まで操業してはならない。 		3年
		<p>不知火海 次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台 イ 八代市大築島東端 ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所 エ 葦北郡芦北町只埼 オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端 カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所 キ 上天草市松島町下大戸ノ鼻 ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻 ケ 上天草市大矢野町維和島東端</p>	6月1日から11月30日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、1,200メートルを超えてはならない。 3 網地は、一重でなければならない。 4 網目の大きさは、12センチメートル以上でなければならない。 5 網丈は、3メートルを超えてはならない。 6 午前8時から午後4時まで操業してはならない。 		

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	磯建網漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、600メートルを超えてはならない。 3 網丈は、1.5メートルを超えてはならない。		3年
	建網漁業	熊本有明海（1） 次の、ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 荒尾市沖合峰ノ洲浮標 イ 玉名市小袋山山頂から長崎県雲仙市多比良港北防波堤灯台を見通した線上、熊本県の陸岸から4,400メートルの点 ウ イから多比良港北防波堤灯台を見通した線上、イから1,900メートルの点 エ アから多比良港北防波堤灯台を見通した線上、アから1,800メートルの点	4月1日から10月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、600メートルを超えてはならない。 3 網丈は、5メートルを超えてはならない。 4 網目は、15センチメートルにつき7ふし以下でなければならない。 5 日没時から日出時まで操業してはならない。		3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	建網漁業	<p>熊本有明海（２）</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 玉名郡長洲町長洲港南防波堤灯台と、長崎県島原市有明町萱鼻を見通した線上、長洲港南防波堤灯台から5,500メートルの点</p> <p>イ 玉名市岱明町大正開1号防波堤灯台から長崎県島原市島原城天守閣を見通した線上、大正開1号防波堤から9,000メートルの点</p> <p>ウ イから島原城天守閣を見通した線上、イから2,000メートルの点</p> <p>エ アから萱鼻を見通した線上、アから2,000メートルの点</p>	4月1日から10月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、600メートルを超えてはならない。 3 網丈は、5メートルを超えてはならない。 4 網目は、15センチメートルにつき7ふし以下でなければならない。 5 日没時から日出時まで操業してはならない。 		3年
		<p>熊本有明海（３）</p> <p>次の、ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 熊本市河内町長崎鼻灯台から長崎県島原市島原城天守閣を見通した線上、長崎鼻灯台から10,000メートルの点</p> <p>イ 宇土市大岳山頂から同市戸口町島山山頂を見通した延長線上島山山頂から6,400メートルの点</p> <p>ウ 大岳山頂から島山山頂を見通した線上、島山山頂から8,400メートルの点</p> <p>エ 熊本県漁場基点有第16号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外線に沿って南西へ500メートルの点）</p>	4月1日から10月31日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	建網漁業	と宇城市三角岳山頂を見通した線から漁場基点第16号を基点として右へ55度47分13, 100メートルの点 オ アから島原城天守閣を見通した線上、アから2, 300メートルの点				3年
		天草有明海 次の、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 天草市五和町鬼池灯台 イ 天草郡荅北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線の延長線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県南島原市口之津灯台を見通した線の延長線との交点 ウ イから上天草市松島町高杓島を見通した線とエから長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線との交点 エ 天草市有明町赤崎東側堤防突端	1月1日から12月31日までの期間内	1 同時に使用する漁具の全長は、750メートルを超えてはならない。 2 網丈は、2メートルを超えてはならない。		
		天草有明海 次の、ア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた熊本県海域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 長崎県南島原市瀬詰崎（早崎鼻）から熊本県天草市五和町天神山を見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ	1月1日から4月15日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	建網漁業	<p>イ 瀬詰崎から天神山を見通した線と天草郡苓北町富岡曲崎南端からウを見通した線の交点</p> <p>ウ 長崎県南島原市南有馬町吉川鼻</p> <p>エ ウから天草市有明町赤崎東側堤防突端を見通した線とオから上天草市松島町高杣島山頂を見通した線との交点</p> <p>オ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県南島原市口之津灯台を見通した線の延長線との交点</p> <p>カ 天草市五和町鬼池灯台</p>	1月1日から4月15日までの期間内	<p>1 同時に使用する漁具の全長は、750メートルを超えてはならない。</p> <p>2 網丈は、2メートルを超えてはならない。</p>		3年
		<p>天草有明海</p> <p>次の、ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた熊本海域。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 長崎県南島原市愛宕山山頂から同県南島原市口之津灯台を見通した線と天草郡苓北町富岡曲崎南端からイを見通した線との交点</p> <p>イ 長崎県南島原市南有馬町吉川鼻</p> <p>ウ イから天草市有明町赤崎東側堤防突端を見通した線とエから上天草市松島町高杣島山頂を見通した線との交点</p> <p>エ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線と愛宕山山頂から口之津灯台を見通した線の延長線との交点</p>	4月16日から5月31日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	建網漁業	<p>天草海 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海面。 ただし、A、B、C、D、E、F、Aの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とG、H、I、J、K、Lそれぞれの点を中心として半径1,000メートルの区域及び共同漁業権漁場内を除く。 ア 天草市河浦町権現山山頂 イ アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線上、アから48,000メートルのところ ウ イから真方位180度、9,000メートルのところ エ シから真方位180度、9,000メートルのところ オ 北緯32° 06' 00"、東経129° 45' 00"の点 カ 北緯32° 06' 00"、東経129° 48' 00"の点 キ 北緯32° 00' 12.4"、東経129° 48' 00"の点 ク 北緯32° 00' 12.4"、東経129° 57' 00"の点 ケ 北緯32° 06' 00"、東経129° 57' 00"の点 コ サから真方位180度の線が北緯32° 06' 00"線と交わるところ サ 天草市牛深町ガン瀬頂点</p>	1月1日から4月15日までの期間内	1 同時に使用する網具の全長は、900メートルを超えてはならない。 2 網丈は、4.5メートルを超えてはならない。 3 網具の両端に水面上1.5メートル以上の高さに所属する漁業協同組合名、許可番号（1字の大きさ1辺5センチメートル）を表示した1辺50センチメートル以上の標旗を掲げなければならない。		3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	建網漁業	<p>シ アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経129度45分00秒線と交わる場所</p> <p>A アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経129° 53′ 00秒線と交わる場所</p> <p>B アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経129° 49′ 51.9″線と交わる場所</p> <p>C 北緯32° 15′ 36.2″、東経129° 49′ 51.9″の点</p> <p>D 北緯32° 15′ 36.2″、東経129° 50′ 51.9″の点</p> <p>E 北緯32° 16′ 36.2″、東経129° 50′ 51.9″の点</p> <p>F 北緯32° 16′ 36.2″、東経129° 53′ 00″の点</p> <p>G 北緯32° 08′ 42.3″、東経129° 47′ 33.9″（サバソネ）の点</p> <p>H 北緯32° 10′ 12.3″、東経129° 48′ 39.9″（肩持たせ）の点</p> <p>I 北緯32° 12′ 02.3″、東経129° 52′ 03.9″（長良）の点</p> <p>J 北緯32° 07′ 52.3″、東経129° 52′ 39.9″（片島南沈船）の点</p> <p>K 北緯32° 13′ 36.3″、東経129° 54′ 27.9″（桑島大型魚礁）の点</p> <p>L 北緯32° 09′ 24.3″、東経129° 54′ 33.9″（ヤシマ）の点</p>	1月1日から4月15日までの期間内	<p>1 同時に使用する網具の全長は、900メートルを超えてはならない。</p> <p>2 網丈は、4.5メートルを超えてはならない。</p> <p>3 網具の両端に水面上1.5メートル以上の高さに所属する漁業協同組合名、許可番号（1字の大きさ1辺5センチメートル）を表示した1辺50センチメートル以上の標旗を掲げなければならない。</p>		3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
固定式刺し網漁業	きびなご刺し網漁業	不知火海の共同漁業権漁場内	8月1日から翌年5月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用する網具の全長は、70メートルを超えてはならない。 3 網丈は、15メートルを超えてはならない。		3年
		天草海の共同漁業権漁場内	8月1日から翌年6月30日までの期間内			
かご漁業	いかかご漁業	熊本有明海 1 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海 2 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	1の海域 12月15日から翌年5月31日までの期間内 2の海域 12月15日から翌年6月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用するかごの数は、800個を超えてはならない。		3年
		天草有明海 1 天草有明海の共同漁業権漁場内 上天草市大矢野町串崎鼻から同町野 2 釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と同町上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。	1及び2の海域 12月1日から翌年6月30日までの期間内 3の海域 12月16日から翌年6月30日までの期間内			

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
かご漁業	いかかご漁業	ただし、共同漁業権漁場内を除く。 4 天草有明海、ただし、1、2及び3の海域を除く。	4の海域 1月1日から 6月30日までの期間内			3年
		不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から 6月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用するかごの数は、350個を超えてはならない。		
		不知火海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 1 葦北郡芦北町只崎と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の区域。 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶ノ首を見通した延長線以西の区域。 ただし、1の区域を除く	1月1日から 6月30日までの期間内	1 同時に使用するかごの数は、350個を超えてはならない。		
	かにかご漁業	熊本有明海	8月1日から 12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用するかごの数は、300個を超えてはならない。		
	熊本有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	8月1日から 12月31日までの期間内				

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
かご漁業	かにかご漁業	<p>(いしもちがにを主たる漁獲物とするもの)</p> <p>1 不知火海の共同漁業権漁場内。 ただし、2の海域を除く。</p> <p>2 次の、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及びオ、カを順次に結んだ線によって囲まれた不知火海の共同漁業権漁場内。</p> <p>ア 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との海岸線における境界「さいつづの鼻」突端</p> <p>イ 八代市黒島西端</p> <p>ウ 八代市大築島南端</p> <p>エ 宇城市三角町戸馳若宮神社</p> <p>オ 同町戸馳戸馳大橋東側取付基部</p> <p>カ 同町黒崎戸馳大橋東側取付基部</p>	<p>1の海域</p> <p>6月1日から9月30日までの期間内</p>	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 同時に使用するかごの数は、100個を超えてはならない。</p>		3年
		<p>2の海域</p> <p>10月1日から翌年5月31日までの期間内</p>	<p>8月1日から12月31日までの期間内</p>			
		<p>不知火海</p> <p>次の、ア、イとウ、エとオ、カ及びキ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 葦北郡芦北町只埼</p> <p>イ 上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶ノ首東端</p> <p>ウ 上天草市龍ヶ岳町樋島山下鼻</p> <p>エ 上天草市龍ヶ岳町高戸和田鼻</p> <p>オ 上天草市松島町阿村下大戸ノ鼻</p> <p>カ 上天草市大矢野町維和上大戸ノ鼻</p> <p>キ 上天草市大矢野町維和島東端</p> <p>ク 宇城市三角町戸馳島片島灯台</p> <p>ケ 八代市大島南端</p>				

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
かご漁業	ふぐかご漁業	<p>天草海 ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域以外の共同漁業権場内及び左欄の期間中右欄の区域除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台と、同町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から四季咲岬灯台を基点として右へ17度、3,120メートルのところ</p> <p>イ 天草郡苓北町志岐と同町都呂々との海岸線における境界と四季咲西端を見通した線から志岐と都呂々との境界を基点として右へ320度10分、1,800メートルのところ</p> <p>ウ 天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界と四季咲西端を見通した線から天草郡苓北町と天草市天草町の境界を基点として右へ311度48分、1,800メートルのところ</p> <p>エ 天草市天草町下田鬼ヶ浦展望台中央から恐し瀬頂点を見通した線上恐し瀬頂点から1,800メートルのところ</p> <p>オ 天草市天草町下田と同町高浜との境界大平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上1,800メートルのところ</p> <p>カ 天草市天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上1,800メートルのところ</p>	1月1日から12月31日までの期間内	<p>1 同時に使用するかごの数は、200個を超えてはならない。</p> <p>2 日出時から日没時まで以外は、操業してはならない。</p> <p>3 しいら漬けから200メートル以内では、操業してはならない。</p> <p>4 漁具の両端には水面上1.5メートル以上の高さに許可番号及び許可受有者名を記載した旗章を掲げなければならない。</p>	20トン未満	3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
かご漁業	ふぐかご漁業	キ 天草市天草町高浜高浜灯台と同町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分2,450メートルのところ ク 天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界と四季咲西端を見通した線から天草郡苓北町と天草市天草町の境界を基点として右へ311度48分2,800メートルのところ	1月1日から12月31日までの期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 同時に使用するかごの数は、200個を超えてはならない。 2 日出時から日没時まで以外は、操業してはならない。 3 しいら漬けから200メートル以内では、操業してはならない。 4 漁具の両端には水面上1.5メートル以上の高さに許可番号及び許可受有者名を記載した旗章を掲げなければならない。 		3年
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> <td> 次の各点を順次に結んだ直線と天草市河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線と海岸線によって囲まれた海域 ア 天草郡苓北町都呂々と天草市天草町下田との海岸線における境界点 イ アの点から真方位312度1,800メートルの点 ウ イの点から正西の線と長崎県西海市大立島灯台正南の線との交点 エ 大立島灯台正南の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市権島南端を結んだ線との交点 長崎県西海市大立島灯 </td> </tr> </tbody> </table>				
期間	区域					
10月1日から翌年5月31日まで	次の各点を順次に結んだ直線と天草市河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線と海岸線によって囲まれた海域 ア 天草郡苓北町都呂々と天草市天草町下田との海岸線における境界点 イ アの点から真方位312度1,800メートルの点 ウ イの点から正西の線と長崎県西海市大立島灯台正南の線との交点 エ 大立島灯台正南の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市権島南端を結んだ線との交点 長崎県西海市大立島灯					

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
かご漁業	ふぐかご漁業	<p>台正南の線との交点</p> <p>エ 大立島灯台正南の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市樺島南端を結んだ線との交点</p> <p>オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と長崎県西海市平島西端から正南の線との交点</p> <p>カ 平島西端から正南の線と権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線との交点</p>				
	ぼらかご漁業	熊本有明海、天草有明海及び不知火海の共同漁業権漁場内	6月1日から10月31日までの期間内	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 同時に使用するかごの数は、100個を超えてはならない。</p>		3年
	たこかご漁業	熊本有明海及び天草有明海の共同漁業権漁場内	8月1日から12月31日までの期間内	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 同時に使用するかごの数は、300個を超えてはならない。</p>		3年
	ばいかご漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	3月1日から12月31日までの期間内	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 同時に使用するかごの数は、300個を超えてはならない。</p>		3年

漁業名称	漁業種類	操業区域	操業期間	制限又は条件	使用船舶及び推進機関の最高限度	許可の期間
かご漁業	その他のかご漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	3月1日から11月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。		3年
かつら網漁業	かつら網漁業	天草有明海 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線以南の区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア ウからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるころ イ 天草市五和町亀島北端 ウ 上天草市大矢野町湯島南端 エ ウから上天草市大矢野町大矢野岳山頂を見通した線が最大高潮時海岸線と交わるころ	4月1日から10月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		3年
		天草海	7月1日から9月30日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。		3年
地びき網漁業	地びき網漁業	熊本有明海、天草有明海、天草海及び不知火海の共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日までの期間内	1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。		3年